

授業科目名	行政救済法	選択	開講年次	3	単位数	2
科目区分	専門科目					
サブタイトル	行政法総論につき行政救済法の部分	担当者	鶴尾 和憲			
講義概要	<p>【概要】行政事件訴訟法及び行政不服審査法についてその全体像を学ぶとともに、国家賠償法および損失補償制度の重要事項について、判例・学説を素材に概説する。全体を通じて、違法または不当な行政活動に対してどのような救済が可能なのかということについて明らかにし、そこにはどのような法律学上の問題が存在するのかを考察する。</p> <p>【到達目標】行政救済法の全体像を理解できる。違法または不当な行政活動によって権利利益を侵害された際、どのような手段によって救済されるかを理解すること。</p>					
履修条件	行政法総論Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、不法行為法を履修済みか並行して受講することが望ましい。					
教科書・参考書	<p>【教科書】櫻井敬子＝橋本博之『行政法〔第2版〕』（弘文堂、2009）</p> <p>【参考書】小早川光郎、宇賀克也、交告尚史編『行政判例百選Ⅱ（第5版）』（有斐閣、2006）</p>					
授業回数	内容					
1	はじめに 行政上の救済手続					
2	行政事件訴訟法概観 行政事件訴訟の諸類型、抗告訴訟の諸類型					
3	取消訴訟の訴訟要件（1） 処分性 判定基準、一方性、具体的規律性					
4	取消訴訟の訴訟要件（2） 原告適格 法律上の利益、不服申立前置、出訴期間					
5	取消訴訟の審理・判決（1） 職権証拠調べ、釈明処分の特則、変更、関連請求、参加					
6	取消訴訟の審理・判決（2） 既判力、拘束力、第三者効、再審、教示					
7	その他の抗告訴訟（1） 無効確認訴訟、不作為の確認訴訟、義務付け訴訟					
8	その他の抗告訴訟（2） 抗告訴訟以外の行政訴訟 差止訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟、機関訴訟					
9	仮の救済 執行停止、仮の義務付け、仮の差止め、仮処分					
10	国家賠償法1条（1） 責任の本質、「公権力の行使」、「職務を行うについて」					
11	国家賠償法1条（2） 「故意又は過失によって違法に」、職務行為基準説、不作為					
12	国家賠償法2条（1） 無過失責任、通常有すべき安全性、自然公物、是認しうる安全性					
13	国家賠償法2条（2） 機能的瑕疵、賠償責任者、民法・特別法、相互保証主義その他					
14	損失補償 特別の犠牲、正当な補償、					
15	損失補償国家賠償と国家補償の谷間 おわりに					
評価方法	試験によって判断します。講義中の私語、携帯電話の使用など受講態度の極めて悪い者には、厳しく対処します。					
評価基準	最低限の行政救済法で使用される用語の意味を理解すること（C評価）。行政救済法の特徴について理解すること（B評価）。現在の行政救済法の役割について文章で説明ができること（A評価）。上記に満たない者については程度によってD、E評価とする。					
その他	基本的に講義形式で行います。講義にはあらかじめテキストの該当部分や判例を読んできてください。なお、授業では、レジュメを用意します。					